

自殺対策強化月間における取り組みについて

毎年9月と3月は、自殺対策強化月間として自殺対策基本法に位置付けられており、この間、関係機関等と相互に連携協力を図りながら全国的に自殺予防の取り組みを重点的に実施することとされている。

本年9月の自殺対策強化月間において、コロナ禍を受け全国的に自殺者数が増加している状況を鑑み、東京都と共に自殺予防啓発イベントを実施する。

1. 内容及び目的

東京都の「第29回 自殺防止！東京キャンペーン」と連携し、区と都の職員が街頭で自殺予防に資する相談先を記載したチラシ等の配布を行い、自殺予防に対する区民の関心を高めることを目指す。

2. 日時、場所

- ・令和3年9月17日(金)16時から18時まで
- ・JR大井町駅 中央改札外周辺

3. 配布物

- ・自殺予防啓発ポスター、こころの電話帳、自殺予防SOSカード

4. その他

自殺予防月間中、下記区内関係機関において啓発物を配布する。

保健センター(3カ所)・図書館(11カ所)・地域センター(13カ所)・文化センター(5カ所)等区関係施設、区立小学・中学・義務教育学校(46カ所)、区内医療機関・薬局、区内駅施設、警察署(4カ所)・消防署(3カ所)、産業支援施設、大学等